

和歌山工業高等専門学校スキルサポート講座実施規則

制 定 令和6年5月1日

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山工業高等専門学校（以下「本校」という。）が企業等からの事前申込みを受けて実施するスキルサポート講座について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語の定義については、次の各号の定めるところによる。

- 一 スキルサポート講座 企業等が原則として本校学生を対象として、本校開講科目で講義されない実践的な技術（以下「スキル」という。）を講義する講座をいう。
- 二 サポート企業 スキルサポート講座を実施する企業等をいう。

(受入れの条件)

第3条 サポート企業を登録する場合は、次の各号に掲げる条件を付すものとする。

- 一 サポート企業は、サポート企業登録をスキルサポート講座の実施前に行うこと。
 - 二 スキルサポート講座実施に係る、講座消耗品費、講師旅費交通費、講師謝金等は、サポート企業が全て負担すること。
 - 三 スキルサポート講座の実施会場は、原則として本校施設内とすること。
 - 四 スキルサポート講座の参加者から、講習料等は徴収しないものとする。
 - 五 スキルサポート講座の実施日は、本校の学校行事日やテスト期間（テスト期間二週間前を含む）中に計画しないこと。
- 2 センター長は、前項各号に定めるもののほか、サポート企業の登録に関し必要と認められる条件を付すことができるものとする。

(受入れに係る基準)

第4条 スキルサポート講座は、授業時間以外の時間帯で実施が可能な場合において受け入れるものとする。ただし、講座内容の半分以上が次の各号の一に該当する場合は、受け入れることができない。

- 一 企業紹介を主目的とする場合
- 二 就職活動を主目的とする場合
- 三 その他、地域共同テクノセンター長（以下「センター長」という。）が適切でないと判断する場合

(施設利用料)

第5条 スキルサポート講座で本校施設を使用する場合の施設使用料は、徴収しないものとする。

(受入れの申込み)

第6条 サポート企業の登録をしようとする企業等は、「サポート企業登録申請書」（様式1）に記入し、センター長へ申請するものとする。

- 2 センター長は、サポート企業登録申請書の内容を確認の上、登録の可否を決定するものとする。
- 3 登録の可否の決定後、申請企業へ登録通知書（様式2）または登録申請不受理通知書（様式3）をもって回答するものとする。

（スキルサポート講座の実施）

第7条 スキルサポート講座の企画・立案、募集要項等の作成、及び講座実施に係る業務はサポート企業が行う。

- 2 講座実施に係る会場調整は、総務・企画係において行うものとする。
- 3 講座開催時の本校施設の開錠・閉錠並びに講座開催時の立会者は、本校教職員が行うこととする。

（スキルサポート講座の中止又は変更）

第8条 センター長は、スキルサポート講座の中止又は変更をしなければならない理由が生じたときは、当該スキルサポート講座を中止又は変更することができる。

- 2 既に案内または実施中のサポート講座を中止または変更する際は、案内先及び受講生に対して、誠意ある対応を行わなくてはならない。

（スキルサポート講座実施後の報告）

第9条 サポート企業は、スキルサポート講座実施後に「スキルサポート講座実施報告書」（様式4）を作成し、センター長に提出する。

- 2 センター長は、前項の報告書の提出を受けたときは、その旨を校長に報告するものとする。

（事務）

第10条 スキルサポート講座に関する事務は、総務課において処理する。

（雑則）

第11条 その他、スキルサポート講座に関し必要な事項については、別に定める。

附 則

この規則は、令和6年5月1日から施行し、令和6年4月1日から適用する。

別紙様式第1号（第6条関係）

テクノセンター長	担当学科委員 ()	総務課長	総務課長 補佐	総務・企画 係長	事務局

〇年〇月〇日

スキルサポート講座サポート企業登録申請書

和歌山工業高等専門学校
地域共同テクノセンター長 殿

スキルサポート講座実施に係るサポート企業の登録を申請します。
(申込者欄は名刺貼付けでも可)

申 請 者	企業名等			
	役 職		氏 名	
	住 所			
	電 話		E-mail	
講座名				
講座の趣旨				
講座実施時期		年 月頃 〇回		
講座概要		講座計画についてご記入ください。		

裏面の内容をご確認いただき、同意いただける場合は、☒をご記入願います

☐ スキルサポート講座実施規則に基づく同意確認事項に同意します。

同意確認事項	
受入れ条件 (第3条関係)	スキルサポート講座を実施する際に、以下の条件に同意する。 ・サポート企業は、サポート企業登録をスキルサポート講座実施前に行うこと ・スキルサポート講座実施に係る、講座消耗品費、講師旅費交通費、講師謝金等は、サポート企業が全て負担すること ・スキルサポート講座の実施会場は原則本校施設内とすること ・スキルサポート講座の参加者から、講習料等は徴収しないものとする ・スキルサポート講座の実施日を、本校の学校行事日やテスト期間中に計画しないこと
受入れに係る基準 (第4条関係)	スキルサポート講座が次のいずれかに該当する場合は受入れできないことに同意する。 ・企業紹介を目的とする場合 ・就職活動を目的とする場合

※すべての事項に同意いただけない場合、サポート企業の登録ができないことがあります。

※和歌山高専事務局記載欄

講座の本校側立会者	講座の開催場所	備考

年 月 日

（申請者） 様

和歌山工業高等専門学校
地域共同テクノセンター長

○ ○ ○ ○

サポート企業登録について

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは「サポート企業登録」にお申込みをいただき、厚く御礼申し上げます。申請書の内容を確認し、サポート企業データベースに登録を決定しましたのでご報告します。

講座実施においては、担当部署と相談の上、進めていただくようお願いします。

貴重な講座のご提供に感謝申し上げますとともに、今後とも和歌山工業高等専門学校の発展のため、一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

敬具

【担当】

独立行政法人国立高等専門学校機構
和歌山工業高等専門学校 総務課 総務・企画係
〒644-0023 和歌山県御坊市名田町野島 77
TEL : 0738-29-8210 FAX : 0738-29-8216
E-mail : kikaku@wakayama-nct.ac.jp

年 月 日

（申請者） 様

和歌山工業高等専門学校
地域共同テクノセンター長
○ ○ ○ ○

サポート企業登録の不受理について

拝啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。

このたびは「サポート企業登録」にお申込みをいただき、厚く御礼申し上げます。申請書の内容を確認した結果、講座の内容が基準を満たさないと判断されましたので、申請は受理できないことをご報告します。

今後とも和歌山工業高等専門学校の発展のため、一層のご支援とご協力を賜りますようお願いいたします。

敬具

【担当】

独立行政法人国立高等専門学校機構
和歌山工業高等専門学校 総務課 総務・企画係
〒644-0023 和歌山県御坊市名田町野島 77
TEL : 0738-29-8210 FAX : 0738-29-8216
E-mail : kikaku@wakayama-nct.ac.jp

別紙様式第4号（第9条関係）

テクノ センター長	担当学科委員 ()	総務課長	総務課長 補佐	総務・企 画係長	事務局

スキルサポート講座実施報告書

作成年月日： 年 月 日

報告者名： _____

（１）実施概要

講座名						
実施機関						
講師						
日時	年 月 日（曜日） 00:00 ～ 00:00					
実施場所	和歌山高専					
参加者数						
参加学生数	知能機械工学科	人	電気情報工学科	人	専攻科	人
	生物応用化学科	人	環境都市工学科	人		
実施内容	タイムスケジュール	00:00 ～ 00:00	〇〇の説明			
		00:00 ～ 00:00	〇〇の作成			
		00:00 ～ 00:00	〇〇の実施			
会場の様子 (参加者の様子等)						

(2) 活動状況写真

※和歌山高専ホームページ等で公開する場合がありますので、掲載可能な写真のみお送りください。

※写真は電子データを添付してください。

※ファイル名【〇〇〇】のように、写真内容を示すタイトルとします。

ファイル名	写真のキャプション（わかりやすく簡潔にしてください）